

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111
ごみ分別すれば資源

野焼きは原則禁止です

最近町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また野焼きが原因となる火災も発生しています。

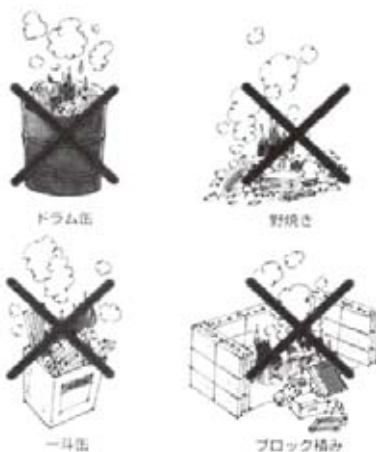
野焼きは「廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2」で禁止されています。

日常の少しのゴミと想っても、焼却することはできません。地面に穴を掘つての焼却、ドラム缶焼却、ブロック囲い焼却などいずれの焼却も禁止されています。これでプラスチック製品や塩ビ系製品などを燃やすことはなおさらのことです。

煙やススはちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に影響を及ぼします。また、剪定芝、稲わらなど、農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情がある場合は認められません。

悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは

1000万円以下の罰金または併科に処せられます。



町指定 ボランティア清掃「3袋完成！」

環境衛生課では、この度「ボランティア清掃ゴミ袋」を作製しました。

このゴミ袋は、自治会などの各種団体やグループがボランティア活動により、道路などの公共の場所を清掃する場合に使用していただく専用のゴミ袋です。環境衛生課に申請していただくことにより無料交付いたしますので、ぜひご活用ください。

なお、このゴミ袋によって集められたゴミは各集積所に出していただくこととなりますが、他のゴミと異なり、事前に環境衛生課にゴミ排出日の連絡がないと回収されません。

- 交付先／吉備庁舎環境衛生課
- 注意事項

- ・申請者は各種団体となります。
- ・ゴミ袋排出日の届出が必要です。
- ・イベントの内容がわかる要項、チラシなどがあれば貼付してください（写し可）。
- ・ボランティア活動以外には使用できません。
- ・余ったゴミ袋は返却してください。



有田川町どんとまつりから

去る10月18日(日)の有田川町どんとまつりで、環境衛生課として生ゴミ減量のキャンペーンを行い、約600人の方に生ゴミの水切り

ネットや水しぼりができる三角コーナーを無料配布しました。

また、「リユース子ども服バザー」では、各保育所の保護者の方の協力により、たくさんの子どもの服が集まったおかげで、多くの方に安価で提供、再利用(リユース)することができました。これにより得た収益は保育所の絵本購入費用に充てられます。

今後とも、ゴミ減量にご協力をお願い申し上げます。

年末年始のびのびの収集について

回覧でお知らせしておりますように、年末・年始は環境センターおよびプラスチック収集場が休業します。これに伴いゴミ収集日に変更があります。

今一度ご確認していただき、お間違いないようお願いいたします。

